

福岡県 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成17年12月
(平成27年4月改訂)

福岡県

< 目 次 >

第1章	平成17年12月に策定したPCB廃棄物処理計画とこれまでの取組	1
第1節	計画策定の経緯	1
第2節	福岡県におけるこれまでの取組	2
1	福岡県における処理実績	2
2	福岡県の取組実績	3
第2章	処理計画改訂の経緯	3
第3章	改訂計画の基本的事項	4
第1節	計画の対象	4
第2節	処理施設と処理期限	4
1	高濃度PCB廃棄物について	4
2	低濃度PCB廃棄物について	6
第3節	計画の見直し	6
第4章	PCB廃棄物の処分量の見込み	7
第1節	高濃度PCB廃棄物の処分量の見込み	7
第2節	低濃度PCB廃棄物の処分量の見込み	8
第5章	福岡県及び関係者の役割	9
1	福岡県	9
2	保管事業者	10
3	収集運搬業者	10
4	国	11
5	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）	12
6	市町村	12
第6章	福岡県のPCB廃棄物処理への取組	13
第1節	高濃度PCB廃棄物処理への取組	13
第2節	低濃度PCB廃棄物処理への取組	14
第7章	安全で効率的な収集運搬体制の確保	14
第8章	県民及び事業者への情報公開等	15

参考

- 1 PCBの性質
- 2 PCBの用途
- 3 PCB特措法の概要

【用語の定義】

- トランス : 工場やビルなどで、送られてきた電気の電圧を変える装置 (変圧器)。
- コンデンサ : 電気を一時的に蓄える、電圧を調整するなどの役割を果たす装置 (蓄電器)。
- 安定器 : 蛍光灯などの点灯時、点灯後の電圧・電流を調整する装置。
- 高圧 : 直流では 750 ボルトを、交流では 600 ボルトを超え、7,000 ボルト以下のもの。
- 低圧 : 直流では 750 ボルト以下、交流では 600 ボルト以下のもの。
- PCB : ポリ塩化ビフェニル。
- PCB 廃棄物 : ポリ塩化ビフェニル廃棄物。
- PCB 含有機器 : ポリ塩化ビフェニルが含まれている電気機器。
- 高濃度 PCB 廃棄物 : 本計画の改訂時において PCB が 5,000mg/kg 超含有している廃棄物等 (JESCO 北九州 PCB 処理事業所の処理対象となる PCB 廃棄物)。
- 低濃度 PCB 廃棄物 : 本計画の改訂時において PCB が 5,000 mg/kg 以下含有している廃棄物等 (JESCO 北九州 PCB 処理事業所の処理対象とならない PCB 廃棄物)。
- JESCO (ジェスコ) : 中間貯蔵・環境安全事業株式会社。
- PCB 特措法 : ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号)。
- PCB 廃棄物処理基本計画 : ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 (国作成)。
- PCB 廃棄物処理事業基本計画 : ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画。
(JESCO 作成)
- PCB 廃棄物処理計画 : 福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画。
- 廃棄物処理法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)。
- 都道府県市 : 都道府県並びに PCB 特措法第 19 条第 1 項の政令で定める市。
- 福岡県市 : 福岡県並びに PCB 特措法第 19 条第 1 項の政令で定める市である福岡市、大牟田市、久留米市。
- 保管事業者 : 福岡県内の事業場において PCB 廃棄物を保管する事業者。
- 多量保管事業者 : 保管事業者のうち、PCB が含有しているトランス類・コンデンサ類 (対象は 10kg 以上) を 30 台以上又は PCB 汚染物等を 1.5t 以上保管している事業者。

第1章 平成17年12月に策定したPCB廃棄物処理計画とこれまでの取組

第1節 計画策定の経緯

PCBは、人の健康及び生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある物質で、自然界では分解しにくく、大気や水を媒体として広範囲に拡散移動し、土壌や底質などに長期間残留する性質を持つため、将来の世代にわたる環境汚染や地球規模での環境汚染をもたらすこと等が知られており、20世紀の代表的な負の遺産である。

わが国では、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、47年以降、PCBの製造及び販売、新たな使用等が事実上禁止された。しかし、高圧トランスや高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物の処理施設の設置については、周辺住民の理解が得られなかったこと等から、その処理体制の整備は著しく停滞し、約30年の長期にわたりほとんど処理が進まず、結果として事業者による保管が続いた。

一方、PCBに係る国際的な動きとしては、残留性有機汚染物質（POPs）による地球環境汚染を防止するため、PCBを含む12種類の残留性有機汚染物質の全廃（平成37年までに使用停止、40年までに処分完了）を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が13年5月にストックホルムにおいて採択され、わが国においては14年7月に国会で承認、翌8月には条約加入を果たした。

このような状況にあつて、わが国のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日にPCB特措法が公布され、同年7月15日から施行された。

国は平成15年4月に、PCB特措法第6条に基づきPCB廃棄物処理基本計画を策定し、PCB廃棄物の処理に関する基本的事項を明らかにした。

また、福岡県は、平成17年12月にPCB特措法第7条に基づき、国のPCB廃棄物処理基本計画に即して、PCB廃棄物処理計画を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることとした。

第2節 福岡県におけるこれまでの取組

1 福岡県における処理実績

福岡県内（北九州市を除く。以下同じ。）に保管されている高濃度PCB廃棄物については、平成18年9月からトランス、同年12月からコンデンサ、さらには21年から安定器等汚染物が北九州市に立地しているJESCO北九州事業所（26年12月24日から北九州PCB処理事業所に名称変更。以下同じ。）において処理が開始された。

平成26年3月31日現在における福岡県内の高濃度PCB廃棄物の処分量の推計は、表1のとおりである。

一方、低濃度PCB廃棄物については、平成23年度から、国により認可された北九州市内の無害化処理認定施設において処理が開始されたが、低濃度PCB廃棄物の処分量の推計については、国の届出書の様式が、平成13年度から24年度までの間、PCB廃棄物の種類ごとに濃度別（高濃度又は低濃度）に分類して報告することとされていなかったため、推計が困難であることから算出していない。

表1 高濃度PCB廃棄物の処分量等（平成26年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	処分量		
	処分量(A)	要処分量(B)	処分率(%) (A)/((A)+(B))×100
高圧トランス	222台	23台	90.6%
高圧コンデンサ	5,852台	444台	92.9%
低圧トランス	93台	751台	11.0%
低圧コンデンサ	8,381台	12,799台	39.6%
柱上トランス	0台	0台	—%
安定器	79,741個	48,762個	62.1%
PCB	187kg	404kg	31.6%
PCBを含む油	463,648kg	829kg	99.8%
感圧複写紙	954kg	4,837kg	16.5%
ウエス	162kg	1,087kg	13.0%
その他の機器等	917台	92台	90.9%

※1 北九州市は、PCB特措法第7条第1項の政令で定める市（処理施設の立地する市）として、別途、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定していることから、本計画の対象としていないため、北九州市内のPCB廃棄物は表1の数量に含まれない。

※2 「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」のうち、容積で届けられている保管量については、1ℓ=1kgに換算。また安定器のうち重量で届けられている保管量については、1個=2.5kgに換算し合算している。

※3 処分量(A)については、国の届出書の様式が、平成13年度から24年度までの間、PCB廃棄物の種類ごとに濃度別（高濃度又は低濃度）に分類して報告することとされてい

なかったため、処分量の濃度別の内訳は不明であることから、23・24年度の処分量の中には一部低濃度PCB廃棄物が含まれている可能性がある。

- ※4 要処分量(B)は、「第4章 PCB廃棄物の処分量の見込み」における高濃度PCB廃棄物の保管量と使用量を合算したものの。

2 福岡県の実績

福岡県においては、保管事業者による届出の徹底、適正な保管及び期限内の処理完了を図るため、保管事業者への説明会や県ホームページによる広報を実施するとともに、PCB含有機器を保有している可能性のある事業者に対する実態調査を平成24年度及び26年度に実施し、保有の有無を確認して、処理の方法や期限の周知等を行った。

また、電気保安関係団体等に対し、適正保管や期限内の処理完了について、会員誌等による会員への周知を依頼した。

市町村に対しては、広報誌等を通して、届出の徹底や適正な保管を呼びかけるよう依頼するとともに、説明会等により市町村が自ら保有しているPCB含有機器等の期限内処理完了を促してきた。

また、早期処理を促す取組としては、平成25年11月から「福岡県環境保全施設等整備資金融資制度」において、高濃度PCB廃棄物の処理料金や運搬費、PCB含有機器からPCB非含有機器への更新費用を融資対象とするとともに、同年12月から6か月間、JESCOへの登録を条件として高濃度PCB廃棄物の処理料金を割り引く「特別登録・調整協力割引制度」を実施した。

なお、福岡県が保管事業者として保有していた全ての高濃度PCB廃棄物（トランス1台、コンデンサ90台、安定器約32,000個）は、平成23年度から25年度までの間に処理が完了している。

第2章 処理計画改訂の経緯

PCB特措法施行後、国はJESCOを活用してPCB廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年から北九州事業所を始め、順次、国内5か所の拠点的広域処理施設において処理が始まったが、安定器等の処理施設については、21年に北九州事業所、25年に北海道事業所において整備されるにとどまった。

また、これらの施設でのPCB廃棄物の処理は、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるものであったため、作業者に係る安全対策や、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の遅れが生じた。

一方、平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省

において焼却実証試験が行われ、当該試験結果を踏まえ、21年に廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、当該制度を活用した微量のPCBに汚染された廃棄物の処理が、22年から始まった。

このような状況の中で、処理に要する費用負担の困難性などの問題から、PCB含有機器の使用を続ける事業者や処理を先送りする保管事業者がいるなど、PCB特措法が予定していた当初の処理期限である平成28年7月までの処理完了は困難な状況となった。

このため、国は平成24年12月にPCB特措法における処理期限を39年3月まで延長し、25年10月には拠点的広域処理施設が立地する北九州市に対し、北九州PCB処理事業所の処理対象エリアの拡大と事業期間の延長を要請した。

これに対して、北九州市は市民、議会への説明を尽くし、その理解と協力を得て、平成26年4月に国からの要請を受け入れたことから、国は同26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の改訂を行い、続いてJESCOにおいても環境大臣の認可を受け、同月にPCB廃棄物処理事業基本計画の改訂を行った。

このため、本県においても、国の改訂計画に即して福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改訂するものである。

第3章 改訂計画の基本的事項

第1節 計画の対象

本計画は、福岡県内のPCB廃棄物を対象とする。ただし、北九州市はPCB特措法第7条第1項の政令で定める市（処理施設の立地する市）として別途ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定を行っていることから、北九州市内のPCB廃棄物については、本計画の対象としない。

第2節 処理施設と処理期限

福岡県内で保管されているPCB廃棄物の処理施設と処理期限はPCB含有濃度に応じて、表2のとおりとする。

1 高濃度PCB廃棄物について

国のPCB廃棄物処理基本計画においては、福岡県内で保管されている高濃度PCB廃棄物の処理施設はJESCO北九州PCB処理事業所（※）とされており、その処理期限は、保管事業者がJESCOに対し処理委託を行う期限とされている「計画的処理完了期限」と、今後新た

に生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案して設定された「事業終了準備期間」の2つの期限が設けられている。

このため、本計画改訂の基準時点（平成26年3月）で把握されている高濃度PCB廃棄物については、JESCO北九州PCB処理事業所の計画的処理完了期限までを処理期限とする。

また、平成26年4月以降新たに確認されたものや処理が困難なものについては、JESCO北九州PCB処理事業所の事業終了準備期間までを処理期限とする。

ただし、高濃度PCB廃棄物は特に人体に有害であり、今後、容器劣化等に伴う漏洩による環境汚染のおそれ等も考えられることから、それぞれの期限内のできる限り早期の処理完了を目指すこととする。

※ JESCO北九州PCB処理事業所の概要

処理施設名	北九州PCB廃棄物処理施設（北九州市若松区響町1丁目）	
	第1期施設	第2期施設
処理品目	トランス・コンデンサ	①コンデンサ・②安定器等・汚染物
処理方式	脱塩素化分解法	①脱塩素化分解法 ②プラズマ熔融分解法
処理能力	1.0t/日（PCB分解量）	① 0.5t/日（PCB分解量） ② 10.4t/日（安定器等・汚染物量）
処理対象	処理対象地域	処理対象物
	中国・四国・九州・沖縄17県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	高圧トランス・コンデンサ等、安定器等・汚染物
	近畿2府4県 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	安定器等・汚染物（一部機器を除く）
	東海4県 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	車載トランスの一部、安定器等・汚染物（一部機器を除く）
	南関東1都3県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	コンデンサの一部

2 低濃度PCB廃棄物について

低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象となっていることから、国の認可を受けた無害化処理認定施設（県が許可した無害化処理施設を含む。以下同じ。）で処理することとし、PCB特措法の法期限内のできる限り早期に、処理完了を目指すこととする。

表2 PCB廃棄物の処理施設と処理期限

	PCB含有濃度	処理施設	処理期限		
高濃度PCB廃棄物	5,000 mg/kg超	JESCO 北九州 PCB 処理事業所 (国設置)	高圧トランス・コンデンサ等	計画的処理完了期限	平成31年3月
				事業終了準備期間	平成34年3月
			安定器等・汚染物	計画的処理完了期限	平成34年3月
				事業終了準備期間	平成36年3月
低濃度PCB廃棄物	5,000 mg/kg以下	無害化処理認定施設(民間)	平成39年3月		

※ 計画的処理完了期限：保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限

※ 事業終了準備期間：今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案した期限

※ 安定器等・汚染物には低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったものを含む。

第3節 計画の見直し

本計画は、PCB廃棄物処理基本計画の見直し等を勘案して必要に応じて、見直しを行うこととする。

第4章 PCB廃棄物の処分量の見込み

使用中のPCB含有機器も将来的にはPCB廃棄物となることから、現在保管中のPCB廃棄物量に使用中の機器の量を加えたものを処分量として見込むものである。

国は、平成25年度から届出書の様式を改正し、保管事業者からPCB廃棄物の濃度の報告も行われるようになったことから、PCB廃棄物を濃度別に分類することが可能となったので、濃度ごとにPCB廃棄物の処分量の見込みを算出する。

第1節 高濃度PCB廃棄物の処分量の見込み

平成26年3月31日現在における福岡県内の高濃度PCB廃棄物の処分量の見込みは、表3のとおりである。

表3 高濃度PCB廃棄物処分量の見込み（平成26年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	処分量（見込み）			
	事業所数	保管量(A)	使用量(B)	要処分量(A)+(B)
高压トランス	10	23台	0台	23台
高压コンデンサ	128	403台	41台	444台
低压トランス	5	751台	0台	751台
低压コンデンサ	46	12,799台	0台	12,799台
柱上トランス	0	0台	0台	0台
安定器	120	44,432個	1,534個	45,966個
		6,990Kg	0Kg	6,990Kg
PCB	2	404kg	0kg	404kg
PCBを含む油	9	829kg	0kg	829kg
感圧複写紙	5	4,837kg	0kg	4,837kg
ウエス	10	1,087kg	0kg	1,087kg
その他の機器等※1	13	87台	5台	92台
その他※2	17	366kg	0kg	366kg
		2,000 ^{リットル}	0 ^{リットル}	2,000 ^{リットル}
		5,673kg	0kg	5,673kg
		7個	0個	7個

「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「その他（汚泥）」のうち、容積で届けられている保管量については、1^{リットル}＝1kgに換算。

※1 内訳は計器用変成器等。

※2 内訳は汚泥、塗料、保管容器等。

第2節 低濃度PCB廃棄物の処分量の見込み

平成26年3月31日現在における福岡県内の低濃度PCB廃棄物の処分量の見込みは、表4のとおりである。

表4 低濃度PCB廃棄物処分量の見込み（平成26年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	処分量（見込み）			
	事業所数	保管量(A)	使用量 (B)	要処分量(A)+(B)
高圧トランス	36	58台	26台	84台
高圧コンデンサ	40	70台	16台	86台
低圧トランス	13	29台	7台	36台
低圧コンデンサ	12	3,658台	9台	3,667台
柱上トランス	7	12台	3台	15台
安定器	9	1,467個	0個	1,467個
		0Kg	0Kg	0Kg
PCB	0	0kg	0kg	0kg
PCBを含む油	58	34,830kg	0kg	34,830kg
感圧複写紙	3	1,013kg	0kg	1,013kg
ウエス	38	4,294kg	0kg	4,294kg
その他の機器等※1	480	5,706台	432台	6,138台
その他※2	54	5,454kg	0kg	5,454kg
		350 ^{リットル}	0 ^{リットル}	350 ^{リットル}
		27,391kg	0kg	27,391kg
		430個	8個	438個

「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「その他（汚泥）」のうち、容積で届けられている保管量については、1^{リットル}＝1kgに換算。

※1 内訳は計器用変成器・開閉器・遮断器等。

※2 内訳は汚泥、塗料、機器付属品、汚染物（ビニール袋、パレット）等。

第5章 福岡県及び関係者の役割

P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するためには、福岡県及び関係者が、以下のとおりそれぞれの役割を果たす必要がある。

1 福岡県

(1) P C B 廃棄物の保管事業者に対する指導等

P C B 廃棄物の保管事業者に対し、P C B 廃棄物の紛失・行方不明等が生じないように適正保管を促すため、保管事業者に届出を徹底させるよう努める。

また本計画で定める処理期限内にP C B 廃棄物を速やかに処分するため、保管事業者によるP C B 廃棄物の保管及び処分の状況を必要に応じて実地に把握するよう努め、保管事業者が計画的に処理に向けた取組を講ずるよう働きかける。

さらに、保管事業者が、適正な保管のための措置や処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置を講ずるよう、必要な指導等を行う。

(2) P C B 含有機器を使用している事業者への働きかけ

国と連携し、P C B 含有機器を使用する事業者に対して計画的な処理の必要性の周知に努める。

(3) P C B 廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬等

J E S C O 北九州P C B 処理事業所における処理の実施に際し、広域的な収集運搬の体制の確保や、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう、他の都道府県市及びJ E S C O との連携に努める。

また、収集運搬業者がP C B 特措法や廃棄物処理法等の関係法令等を遵守し安全な収集運搬を実施するよう、指導等を行う。

(4) P C B 廃棄物処理基金の造成

国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成に努める。

(5) 県民に対する情報提供

国や市町村とともに、県民に対し、国及び本県が実施する施策への協力が得られるよう、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努める。

2 保管事業者

(1) PCB廃棄物の適正な処理

廃棄物処理法やPCB特措法等に基づき、PCB廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理する責務を有し、PCB特措法第10条等の規定により定める期間内に計画的かつ適正に処分を行わなければならない。

(2) 保管状況等の届出義務

PCB特措法第8条の規定により、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を福岡県市に届け出なければならない。

(3) PCB廃棄物の適正な保管

保管中のPCB廃棄物を適正に処理するまでの間、福岡県市の指導に従って、PCBの漏洩等による生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に管理し、必要に応じて改善のための対策を講じなければならない。また、紛失したり、PCB廃棄物でないものとして不適正な処分が行われたりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理の下、適正に保管しなければならない。

(4) 安全な収集運搬の確保に向けた措置

PCB廃棄物の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう、福岡県市の指導等に従い必要な措置を講じなければならない。

(5) 適正保管等に係る計画の策定

多量保管事業者にあつては、PCB特措法に基づき、本計画や福岡県市の指導等に従い、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定するよう努めなければならない。

3 収集運搬業者

PCB特措法や廃棄物処理法等の関係法令、国のPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等の各種安全基準やJESCO北九州PCB処理事業所の立地する北九州市の策定した北九州市PCB廃棄物処理計画で定める運行条件を遵守して、安全な収集運搬を実施しなければならない。

4 国

(1) J E S C O北九州P C B処理事業所の施設整備と広域的な収集運搬体制の確保

J E S C O北九州P C B処理事業所が、J E S C Oの長期保全計画に基づき行う当該処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するほか、都道府県市と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図る。

(2) P C B廃棄物処理基金の造成

都道府県と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制を整備することに努める。

(3) J E S C O北九州P C B処理事業所における処理の調整・指導

J E S C O北九州P C B処理事業所における処理の実施に当たっては、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように、都道府県市間の調整、都道府県市とJ E S C O北九州P C B処理事業所との間の調整及びJ E S C O北九州P C B処理事業所の指導監督を行う。

(4) 保管事業者等に対する周知

都道府県市と連携し、保管事業者及びP C B含有機器を使用する事業者に対して計画的な処理の必要性を周知する。

(5) 低濃度P C B廃棄物の処理体制の確保

廃棄物処理法による無害化処理の認定を円滑に行うことを通じて、低濃度P C B廃棄物の処理体制の確保に努める。

(6) P C B廃棄物の情報整理等

全国のP C B廃棄物の保管、処分等の状況等に関する情報の整理及び提供に必要な措置を講ずる。

(7) P C B廃棄物の効率的な処理方法の確立等

安全かつ効率的な処理を進めるため、民間事業者等における技術開発及び実用化の取組が行われるよう必要な情報の提供に努め、効率的な処理方法の確立や新たな処理技術の実用化に努める。

5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

（１） 高濃度PCB廃棄物の適正な処理

高濃度PCB廃棄物処理の事業主体として、JESCO北九州PCB処理事業所において、安全を第一として適正かつ確実に処理を行うとともに、周辺環境に影響を及ぼさないために必要な対策を確実に行う。

（２） 積極的な情報公開

適正かつ安全な処理を行っていることについて、施設周辺の住民、県民、事業者に対する積極的な情報公開に努め、関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努める。

（３） 計画的な受入及び着実な処理

JESCO北九州PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、福岡県市に対して搬入に係る情報を提供するとともに、十分な連絡調整を行った上で、受入条件及び受入計画を定める。

また、処理委託を計画的に行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に処理委託を行わない者への対策として、処理料金が上がることを早期に告知する等により計画的な処理委託を促進することを検討するなど、計画的処理完了期限内での着実な処理に努める。

6 市町村

（１） 住民や保管事業者等に対する情報提供

国及び福岡県市が実施する施策への協力が得られるよう、住民に対しPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行い、その理解を深めるよう努める。

また、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めるために、保管事業者等に対する周知について、本県との連携の強化に努める。

（２） PCB特措法第19条第1項の政令で定める市の取組

福岡市、大牟田市及び久留米市にあっては、所管する保管事業者の適正保管、届出等について指導等を行うとともに、本県と協力・連携し、PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の促進に努める。

第6章 福岡県のPCB廃棄物処理への取組

第1節 高濃度PCB廃棄物処理への取組

(1) 福岡県内の高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB含有機器の確実な把握

高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するためには、福岡県内における高濃度PCB廃棄物や使用中の高濃度PCB含有機器を確実に把握することが必要である。

このため、高濃度PCB廃棄物については、国やJESCO、さらにはPCB廃棄物を保管している事業者と関係のある電気保安関係等の事業者団体等と連携して、掘り起こし調査等によりその把握に努める。また使用中の高濃度PCB含有機器については、経済産業省九州産業保安監督部等と連携し、その把握に努める。

(2) 保管事業者への届出の徹底及びJESCOへの登録の働きかけ

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB含有機器（高濃度PCB廃棄物等。以下同じ。）の未処理事業者一覧表を作成し、JESCO等と連携して、未処理事業者に対し高濃度PCB廃棄物等の処理時期の確認に努める。

また、高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対しては、PCB廃棄物保管届出の徹底やJESCOへの高濃度PCB廃棄物の登録のはたらきかけを行い、計画的処理完了期限までにJESCOへの処理委託が行われるよう指導する。

(3) 北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会等における協議、調整

JESCO北九州PCB処理事業所における円滑な処理を確保するために、高濃度PCB廃棄物の搬入の時期、進捗管理その他の計画的な搬入のための取組について、広域調整協議会において協議及び調整を行うとともに、JESCOとの連携を図る。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成及び融資制度の実施

中小企業者等の負担軽減のために、国と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成に努める。

また中小企業者等への融資制度を設け、高濃度PCB廃棄物の処理が円滑に行われるよう努める。

第2節 低濃度PCB廃棄物処理への取組

(1) 福岡県内の低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB含有機器の把握

低濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するためには、高濃度PCB廃棄物と同様に福岡県内における低濃度PCB廃棄物や使用中の低濃度PCB含有機器を確実に把握していくことが必要である。そのため、電気保安関係等の事業者団体や経済産業省九州産業保安監督部などと連携を密にし、高濃度PCB廃棄物等と併せて、その把握に努める。

(2) 低濃度PCB含有機器の適正保管及び処理に関する情報提供

低濃度PCB廃棄物や低濃度PCB含有機器が不適正に保管及び処理されることがないように、電気保安関係等の事業者団体等と連携して保管事業者等に対し、処理方法等の情報提供に努める。

第7章 安全で効率的な収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に進めるためには、保管場所での積み込みから荷降しまでの収集運搬過程全般を通じた安全対策の実施が不可欠である。

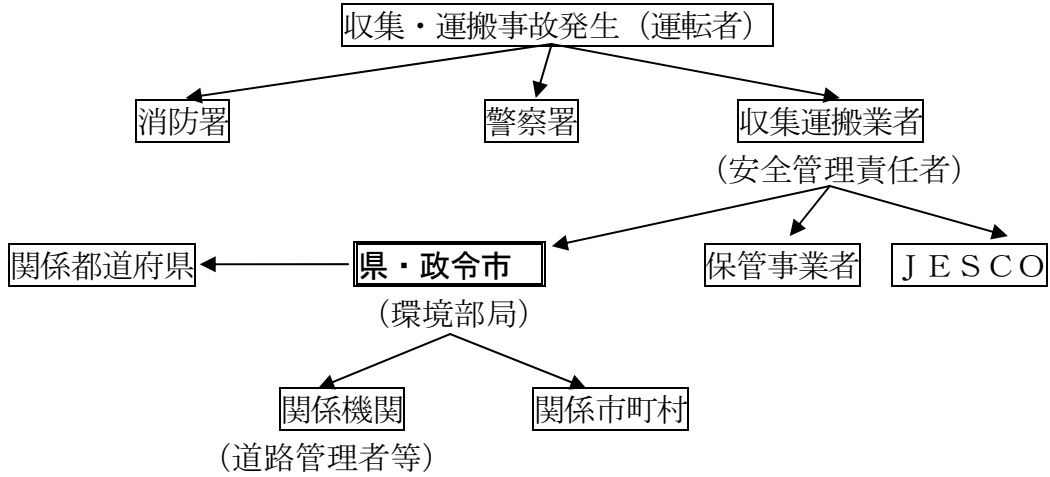
このため、保管事業者のPCB廃棄物の保管の状態については、PCB特措法に基づく届出等により把握に努める。

また保管事業者及び収集運搬を行う者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努める。

さらに、収集運搬を行う者に対しては、各種安全基準や北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画で定める運行条件の周知と遵守の徹底に努める。

このほか、他県で積み込まれたPCB廃棄物が福岡県域を通過する場合の安全確保については、広域調整協議会等で協議、調整を行い、必要な対応を行うこととし、万一、収集運搬経路において、事故等が発生した場合には、関係機関との緊密な連携の下、速やかな対応ができるよう体制を整え、適切な対策を講じる。

収集運搬時における緊急連絡体制



第8章 県民及び事業者への情報公開等

PCB廃棄物処理を確実かつ円滑に進めていくためには、県民、保管事業者、製造者等及び処理業者等のすべての関係者が、PCBによる環境リスクに関する科学的な情報を共有した上で、当該事業の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県民や事業者の理解と協力を得ることが重要である。

そのため、PCB特措法第9条の規定に沿って、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表し、情報の公開、提供に努める。

参 考

1 PCBの性質

ポリ塩化ビフェニル(PolyChlorinated Biphenyls:PCB)は、水に極めて溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、燃えにくい、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定した性質を有する主に油状の物質である。

PCBの分子構造をみると、ビフェニル骨格(C₁₂H₁₀)の水素(H)が塩素(Cl)に置換されたもので、この置換塩素の数や位置の違いによって理論的には209種類もの異性体がある。このうちコプラナーPCB(コプラナーとは共平面状構造の意味で、12種類の異性体がある)と呼ばれるものは、その毒性が極めて強く、ダイオキシン類の一つに分類されている。

2 PCBの用途

絶縁性、難燃性等の性質から、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノーカーボン紙など様々な用途に利用されてきた。

PCBの使用用途と製品例

用途大別		製品例・使用場所
絶縁油	トランス用	工場・ビルの受電設備、鉄道車両
	コンデンサ用	蛍光灯・水銀灯の安定器、冷暖房器・白黒テレビ等の家庭用、蓄電用コンデンサ
熱媒体(加熱と冷却)		化学工業、食品工業等の諸工程における加熱及び冷却、集中暖房
潤滑油		高温用潤滑油、作動油、真空ポンプ、切削油、極圧添加材
可塑剤	絶縁用	電線の破覆、絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴムなどに混合
	その他	接着剤、ニス、ワックス、アスファルトに混合
塗料、印刷インキ		難燃性塗料、耐蝕性塗料、耐薬品性塗料、耐水塗料、印刷インキ
複写紙		ノーカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙
その他		紙などのコーティング、自動車のシーラント

3 PCB特措法の概要

